

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名 | 作成年月日   | 直近の更新年月日 |
|------|-------|---------|----------|
| 大口町  | 町全域   | 平成26年3月 | 令和5年3月   |

## 1 対象地区の現状

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積                         | 393ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積 | 286ha |
| ③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計         | 94ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計             | 55ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積           | 9ha   |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 54ha  |
| (備考) アンケート調査は平成26年に実施             |       |

注1：③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計を差引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤の整備、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地増加の問題が危惧される。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(担い手に集積・集約化)

- ・各地区ごとの担い手により水稻作付を行うよう、地区割りを実施する。
- ・今後は高齢などにより離農する農家の農地については、各地区ごとの担い手へ集積・集約化を図る。

(担い手の分散錯圃解消)

- ・現在、各地区で分散錯圃が見受けられるため、地区割りに基づき担い手の変更を行う。

(耕作放棄地の解消)

- ・農業委員会により遊休農地の利用調整・あっせんを行う。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規農業者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性  | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状           |          | 今後の農地の引受けの意向 |          |             |
|-----|----------------|--------------|----------|--------------|----------|-------------|
|     |                | 経営<br>作目     | 経営<br>面積 | 経営<br>作目     | 経営<br>面積 | 農業を<br>営む範囲 |
| 認農法 | A              | 水稻・麦<br>露地野菜 | 101.6ha  | 水稻・麦<br>露地野菜 | 101.6ha  | 町全域         |
| 認農  | B              | 水稻・麦         | 28.4ha   | 水稻・麦         | 32.4ha   | 町全域         |
| 認農法 | C              | 水稻・麦<br>大豆   | 19.8ha   | 水稻・麦<br>大豆   | 19.8ha   | 町全域         |
| 認農法 | D              | 苗木           | 0.8ha    | 苗木           | 2.0ha    | 町全域         |
| 認農  | E              | 水稻<br>露地野菜   | 13.0ha   | 水稻<br>露地野菜   | 35.8ha   | 町全域         |
| 認農  | F              | 水稻           | 5.8ha    | 水稻           | 8.0ha    | 町全域         |
| 認就  | G              | 果樹           | 0.5ha    | 果樹           | 0.5ha    | 町全域         |
| 認就  | H              | 露地野菜         | 0.9ha    | 露地野菜         | 0.9ha    | 町全域         |
| 認就  | I              | 水稻           | 2.5ha    | 水稻・麦<br>露地野菜 | 15ha     | 町全域         |
| 計   | 9人             |              | 173.3 ha |              | 216.0ha  |             |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状から概ね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象区域内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針 (任意記載事項)

「地域の中心となる担い手」として農地を集約的に借り入れている大規模農家が9件存在し、担当する地区を定めていく。

そのため、今後も担い手による農地集積・集約化、農地中間管理機構について周知していくとともに、離農する農家の農地については農業委員会により、耕作放棄地の発生抑制、解消に努める。

今後、担い手は農地の集積・集約化による作業の効率化と経営規模拡大を図り、また、低コスト化などの取組みを推進しながら経営基盤の強化を目指す。

